

令和 6 年度「電気・ガス料金負担軽減支援事業の夏期延長」への対応について

当社は、経済産業省の令和 6 年度「電気・ガス料金負担軽減支援事業の夏期延長」に伴い、2025 年 8 月検針分から 10 月検針分まで値引きを実施することとなりました。

これに伴い、公募要領に定める値引き単価による、電気のご使用量に応じた電気料金の値引きを行います。詳細は下記をご参照ください。なお、お客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

記

1. 適用範囲

この供給条件は、電気需給約款〔高圧〕に基づき、電気の供給を受けるお客様に適用いたします。

2. 適用期間

適用期間は、2025 年 7 月の計量日から 2025 年 10 月の計量日の前日までといたします。

3. 国が定める値引き単価（税込み）

対象期間	1 キロワット時につき
2025 年 8 月検針分	1 円 00 銭
2025 年 9 月検針分	1 円 20 銭
2025 年 10 月検針分	1 円 00 銭

4. 付帯条件

本負担軽減は「令和 6 年度電気・ガス料金負担軽減支援事業補助金」により採択された補助金に基づき行っていることから、補助金の上限に達した場合には適用期間の終了を待たずに値引きの適用を終了いたします。

5. 「電気・ガス料金負担軽減支援事業」に関するお問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。電気・ガス料金負担軽減支援事務局へお問い合わせください。

【経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト】

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>

【お問い合わせ窓口】

経済産業省資源エネルギー庁 電気・ガス料金負担軽減支援事務局

電話番号：0120-013-305

受付時間：平日 9:00~17:00

以上